

事務連絡  
平成25年11月6日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
常務理事 室川 正和  
(公印省略)

標準見積書で適用する社会保険等の保険料率の周知について

拝啓、時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の事業運営につきましてご協力賜わり感謝を申し上げます。

さて、国土交通省から法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）で適用する社会保険等の保険料率（別添）について、本会に周知依頼がありました。

つきましては、別添について、下記にご注意いただき貴会会員企業にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【適用する保険料率の考え方】

1. 事務局よりお送りしている保険料率（別添）は、各団体において作成する標準見積書で記載する保険料率の考え方について、協会けんぽ東京支部の保険料率を参考に示したものです。
2. 実際の保険料率は、協会けんぽの各都道府県支部や協会けんぽ以外の保険者によって異なります。
3. そのため、各工事現場において、下請企業が元請企業（上位企業）に提出する見積書では、各企業が加入している保険や所在する地域の保険料を使用いただくことが基本となります。

以上

## (参考)介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率

### ※協会けんぽ東京支部 加入の場合

事業主負担					
①雇用保険	健康保険			③厚生年金保険	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

#### 【各保険料率の根拠】

①雇用保険： 建設の事業に係る保険料率

#### ②健康保険

健康保険料率： 9.97%(協会けんぽ東京支部)を事業主・被保険者で折半。

介護保険料率： 1.55%(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぽ 平成23年度事業年報)を乗じた比率。

※介護保険料率の算式=1.55%/2×52.3%=0.405%(小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険： 17.12%を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担。

※厚生年金保険の保険料率は、平成25年9月分から従来より0.354%引き上げられています。